5　次の各号に掲げる方法により行われた通知は、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。

一　前項第二号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第三号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

（法第九条の五第四項の国土交通省令で定める範囲）

第十九条の十五　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の五第四項の国土交通省令で定める範囲は、次のとおりとする。

一　就業させることとした日（以下この条において「就業日」という。）の数の合計が、出生時育児休業期間の所定労働日数の二分の一以下であること。ただし、一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数であること。

二　就業日における労働時間の合計が、出生時育児休業期間における所定労働時間の合計の二分の一以下であること。

三　出生時育児休業開始予定日とされた日又は出生時育児休業終了予定日とされた日を就業日とする場合は、当該日の労働時間数は、当該日の所定労働時間数に満たないものであること。

（法第九条の五第四項の同意の撤回）

第十九条の十六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の五第五項の規定による同条第四項の同意の撤回は、その旨、その年月日及び次条各号に掲げる事情に係る事実を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

2　第五条第二項から第六項まで（第四項第二号を除く。）の規定は、前項の撤回について準用する。

3　事業主は、第一項の撤回があったときは、当該撤回をした船員に対して、次条各号に掲げる事情に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第九条の五第五項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第十九条の十七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の五第五項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一　出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者が死亡したとき。

二　前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

三　婚姻の解消その他の事情により第一号に規定する配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき。

四　出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

（法第九条の五第六項第一号の国土交通省令で定める事由）

第十九条の十八　第十九条の十二の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の五第六項第一号の国土交通省令で定める事由について準用する。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例に関する読替え）

第二十条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	第九条の二第一項	第九条の二第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（新設）

（新設）

（新設）

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例に関する読替え）

第十九条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）